

総政企第 147 号 平成21年 4 月 13 日

統計委員会委員長 竹 内 啓 殿

総務大臣場山 邦



諮問第17号

日本標準職業分類の統計基準としての設定について (諮問)

標記について、別紙のとおり設定するに当たり、統計法 (平成 19 年法律第 53 号) 第 28 条第 2 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の概要

(日本標準職業分類の統計基準としての設定について)

1 日本標準職業分類の目的等

日本標準職業分類は、統計を職業別に表示するために、個人が従事している仕事の類似性に着目して区分し、それを体系的に分類するものであり、統計の統一性及び総合性を確保し、利用の向上を図ることを目的とするものである。これまで、日本標準職業分類は、昭和35年3月に行政管理庁が設定し、以来4回の改定(最終改定:平成9年12月(総務庁))が行われており、国勢調査、就業構造基本調査、学校基本調査等の各種統計で広く用いられているほか、職業紹介関係業務に用いる職業分類の基礎資料としても用いられている。

2 日本標準職業分類を新たな統計基準として設定することの理由

日本標準職業分類は、職業別に表示される各種統計で用いられるものであり、職業別表章を行う統計の比較可能性を更に向上させる観点から、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定)において、日本標準職業分類を平成 21 年度前半までに新たな統計基準として設定し、公示するとされている。

なお、現在、日本標準産業分類及び疾病、傷害及び死因の統計分類が統計基準として設 定されている。

3 今回定めようとする日本標準職業分類の内容

今回諮問する別添の日本標準職業分類は、平成9年12月に総務庁が定めた日本標準職業分類を基に、以下の観点から見直しを行い、統計法(平成19年法律第53号)に基づく統計基準として定めようとするものである。

① 国際比較性の確保

可能な限り国際労働機関(IL0)が定める国際標準職業分類との整合性を確保した分類項目の設定及び配列とする。

② 産業分類又は商品分類的な視点の排除

分類に当たっては、人が従事する産業又は仕事の結果生み出される財貨・サービスではなく、主として仕事の内容、すなわち当該財貨・サービスを生み出すプロセスの各段階における仕事の違いに着目したものとする。

③ 社会経済情勢の変化への対応

金融派生商品の開発など、経済、社会の変化により新たに発生した職業を適切に把握できる分類とする。

また、一定の範囲で分類表の分類項目の集約又は細分化を可能とすることなどにより、多様な統計の作成目的等に応じて、様々な表章を可能とするものとしたい。

「日本標準職業分類」のポイント

「日本標準職業分類」とは

個人を単位として、個人が従事している仕事の類似性に着目して区分 し、これを体系的に配列したもの

※ 同一産業には複数の異なる職業が存在し、異なる産業でも同一の職業が存在 する。

「日本標準職業分類」の概要

- ・ 統計を職業別に表示する場合の標準的な分類として、昭和35年 5月に設定以来4回の改定(最終改定:平成9年12月)
- 「国勢調査」、「就業構造基本調査」、「学校基本調査」等の各種 統計で利用

日本標準職業分類 大分類項目(今回諮問案)

- A 管理的職業従事者
- C 事務従事者
- D 販売従事者
- E サービス職業従事者
- F 保安職業従事者
- G 農林漁業作業者

- H 生産工程作業者
- B 専門的·技術的職業従事者 I 輸送·定置·建設機械 運転従事者
 - J 建設·採掘作業者
 - K 労務作業者
 - L 分類不能の職業

※適用の範囲

統計は作成目的等により、さまざまな表章がなされることから、公示分類表を 集約又は細分化できる範囲についても検討が必要